

長井市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

長井市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状 2
2. 目標 3
3. 計画の期間 3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 5

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

この「長井市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」は、令和7年6月に成立した公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（改正）に基づき、策定するものである。

本市では、「『長井の心』を育む文教のまち」を基本理念とし、子供たち一人ひとりが夢を大切にしながら笑顔で過ごし、未来を拓いていけるよう、お互いを大事にし、理解しあえる子供を育てるまちを目指している。

働き方改革の目的は、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることである。学校における働き方改革をさらに推進していくことで、本市の児童生徒によりよい教育を行い、本市教育目標の実現に寄与することを目的とする。

(2) 本市の現状

長井市では、令和5年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「長井市立小中学校管理規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

| | 年平均 | 月45時間を上回る割合 | 月80時間を上回る割合 |
|-----|----------|-------------|-------------|
| 小学校 | 月29.81時間 | 14.6% | 0% |
| 中学校 | 月59.98時間 | 76.1% | 14.6% |

中学校では、時間外在校等時間が45時間を超える割合が、76.1%と非常に多くなっている。特に部活動や校務分掌に係る業務の負担感が大きくなっているが、令和8年度夏以降、部活動の休日の地域展開を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することができると期待できる。小学校では、時間外在校等時間が45時間を超える割合が14.6%となっている。校務分掌などの業務に負担感が大きくなっており、内容の見直しやチームとして組織する等の工夫を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 【令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にする【11日】
 - ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7%まで減少させる【8%】
 - ・ストレスチェックにおける「働きがい」の目標値を4ポイントとする【3.8ポイント】
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
各校の見守り隊や地域の関係団体などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、各校の見守り隊や地域の関係団体など

が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・令和8年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◇校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・児童生徒への清掃指導は、回数・範囲の合理化等を促進する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年度3年生の活動終了後より、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置を継続する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・食に関する指導について、栄養教諭が積極的に関わる体制づくりをする。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・学校教育支援員等、学校への配置を継続していく。
- ・スクールカウンセラー、教育相談員等の専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修

を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を把握しながら取り組んでいく。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に学校閉庁期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を毎月把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、校長会、教頭会での研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。